

※赤文字→今回の改正部分でございます。

改正案	現行
<p>（協会への届出）</p> <p>第5条 会員は、新たな暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <p>(1) 協会が別に作成する審査報告書</p> <p>(2) 協会が別に作成する当該暗号資産及び暗号資産関連金融指標の概要説明書（以下「概要説明書」という。）</p> <p>(3) 当該暗号資産に関して顧客に開示・提供する資料等</p> <p>(4) 当該暗号資産に係るホワイトペーパーその他当該暗号資産の内容を説明した資料</p> <p>(5) 当該暗号資産の流通状況に関する資料（流通実績がある場合に限る。）</p> <p>(6) 当該暗号資産に関連する事件・事故に関する資料</p> <p>(7) 当該暗号資産を取り扱う暗号資産デリバティブ取引の概要書</p> <p>(8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面</p> <p>(9) 当該暗号資産の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料</p> <p>(10) その他協会が提出を求める書面又は資料</p> <p>2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始してはならない。</p> <p>3 協会は、会員から届出のあった暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に基づく異議を述べるか否かの判断（以下「協会事前審査」という。）行うものとする。</p> <p>4 協会は、一定の会員について協会が所定の方法で指定する暗号資産を協会事前審査の対象外とする制度（以下「グリーンリスト制度」という。）を設けることとし、グリーンリスト制度において協会事前審査の対象外となる</p>	<p>（協会への届出）</p> <p>第5条 会員は、新たな暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <p>(1) 協会が別に作成する審査報告書</p> <p>(2) 協会が別に作成する当該暗号資産及び暗号資産関連金融指標の概要説明書（以下「概要説明書」という。）</p> <p>(3) 当該暗号資産に関して顧客に開示・提供する資料等</p> <p>(4) 当該暗号資産に係るホワイトペーパーその他当該暗号資産の内容を説明した資料</p> <p>(5) 当該暗号資産の流通状況に関する資料（流通実績がある場合に限る。）</p> <p>(6) 当該暗号資産に関連する事件・事故に関する資料</p> <p>(7) 当該暗号資産を取り扱う暗号資産デリバティブ取引の概要書</p> <p>(8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面</p> <p>(9) 当該暗号資産の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料</p> <p>(10) その他協会が提出を求める書面又は資料</p> <p>2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始してはならない。</p> <p>3 協会は、会員から届出のあった暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に基づく異議を述べるか否かの判断（以下「協会事前審査」という。）行うものとする。</p> <p>4 協会は、一定の会員について協会が所定の方法で指定する暗号資産を協会事前審査の対象外とする制度（以下「グリーンリスト制度」という。）を設けることとし、グリーンリスト制度において協会事前審査の対象外となる</p>

暗号資産及びグリーンリスト制度を利用できる会員（以下「グリーンリスト利用可能会員」という。）の判定及び判定の取消し（以下併せて「判定等」という。）の手続き等について、別途細則を定めるものとする。

5 協会は、一定の会員について特定の場合を除き協会事前審査を行わないこととする暗号資産自己審査（Crypto Asset Self Check）制度（以下「CASC 制度」という。）を設けることとし、CASC 制度において協会事前審査が行われる場合及び CASC 制度を利用できる会員（以下「CASC 認定会員」という。）の認定及び認定の取消し（以下併せて「認定等」という。）の手続き等について、別途細則を定めるものとする。

6 会員は、協会が当該会員に対して行った、暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについての異議、グリーンリスト利用可能会員の判定等又は CASC 認定会員の認定等（以下本条において「判断」という。）に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。

7 会員は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し立てを行うことができる。

暗号資産及びグリーンリスト制度を利用できる会員（以下「グリーンリスト利用可能会員」という。）の判定の手続き等について、別途細則を定めるものとする。

5 協会は、一定の会員について特定の場合を除き協会事前審査を行わないこととする暗号資産自己審査（Crypto Asset Self Check）制度（以下「CASC 制度」という。）を設けることとし、CASC 制度において協会事前審査が行われる場合及び CASC 制度を利用できる会員（以下「CASC 認定会員」という。）の認定及び認定の取消し（以下併せて「認定」という。）の手続き等について、別途細則を定めるものとする。

6 会員は、協会が当該会員に対して行った、暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについての異議、グリーンリスト利用可能会員の判定又は CASC 認定会員の認定（以下本条において「判断」という。）に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。

7 会員は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し立てを行うことができる。